

確定申告はお済みですか？

	申告期間	納期限	振替納税の振替日
所得税・復興特別所得税	3月15日(火)まで	3月15日(火)	4月20日(水)
贈与税	3月15日(火)まで	3月15日(火)	
個人消費税	3月31日(木)まで	3月31日(木)	4月25日(月)

確定申告は3月15日まで



税務課

問合せ 税務課

☎内線2511～253

◆確定申告の仮収受

記載済みの確定申告書・消費税申告書の提出は、所得や控除の種類に関係なく、町役場税務課で受け付けます。
期間 3月15日(火)まで
 ※閉庁日を除く

◆公的年金等の確定申告

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税の還付を受ける場合、または外国の制度に基づき国外において支払われる年金等、源泉徴収の対象とならない年金を受ける人は確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除（例えば生命保険料控除や医療費控除など）を追加する場合は、町民税・県民税の申告が必要です。

鎌倉税務署

問合せ 鎌倉税務署

☎046712215591

◆確定申告会場の開設

期間 3月15日(火)まで
 9時～17時

※土日祝日を除く

場所 税務署地下1階会議室

※駐車場は利用できません。

公共交通機関をご利用ください。

《お願い》

税務署ではパソコンを利用した確定申告書作成のアドバイスをしています。

また、国税庁HPからも確定申告ができます。詳しくは、広報はやま2月号の8ページをご覧ください。

平成27年度 全国統一防火標語 無防備な 心に火災が かくれんぼ

平成28年 春の全国火災予防運動

3月1日(火)から7日(月)まで、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することで、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。

◆平成26年中の出火件数

平成26年中の全国出火件数は、43741件で、前年よりも4354件減少しています。原因別にみると「放火」が4884件、「たばこ」が4088件、「こんろ」が3484件となっています。葉山町での平成27年中の出火件数は8件で、前年よりも2件減少しています。

◆天ぷら油火災に注意!

こんろが原因となる火災の大半が、天ぷら油等の動植物油によるものです。この火災は、「水をかけてしまうと被害を一層拡大するおそれ」がありますので、危険性を改めて理解しておきましょう。

◆天ぷら油火災の原因

原因の多くは、揚げ物をしている時に電話や来客の対応でその場を離れた場合など、「ちよつとした油断」によるものです。

◆もし火災が起きたら

- ・炎が小さい場合は、こんろの火を止め、鍋全面を覆うフタで空気を遮断します。
- ・炎が大きい場合は消火器で消火し、天井に火が燃え移るまでになった場合にはすぐに逃げましょう。

◆住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知し、音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。平成23年から全ての住宅に設置が義務づけられています。

機器の寿命は約10年です。ご自宅の警報器の使用期限を確認し、月に1回は正常に作動するかのテストをしましょう。

問合せ 消防本部予防課

☎ 876・0147

消防署からのお知らせ

◆消防フェア

消防車両や資機材の展示、車両の試乗、消防服試着などができます。

日時 3月5日(土) 9時30分～12時

場所 消防庁舎前

※米軍消防から寄贈された子供用消防ヘルメットを先着80名にプレゼント!



◆防火ポスターの掲出

春の火災予防運動期間中に、葉山町防火ポスターコンクール最優秀賞(議長賞)の根岸一咲さんの作品が、京急バス車内に掲出されます。